

議案第 15 号

日出町国民健康保険税条例の一部改正について

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日出町国民健康保険税条例（昭和 35 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 8.9」を「100 分の 9.02」に改める。

第 4 条中「23,700 円」を「29,400 円」に改める。

第 5 条第 1 号中「22,100 円」を「24,000 円」に改め、同条第 2 号中「11,050 円」を「12,000 円」に改め、同条第 3 号中「16,575 円」を「18,000 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 2.4」を「100 分の 3.08」に改める。

第 7 条中「6,300 円」を「9,800 円」に改める。

第 8 条第 1 号中「6,000 円」を「8,000 円」に改め、同条第 2 号中「3,000 円」を「4,000 円」に改め、同条第 3 号中「4,500 円」を「6,000 円」に改める。

第 9 条中「100 分の 2.1」を「100 分の 2.86」に改める。

第 10 条中「7,400 円」を「10,700 円」に改める。

第11条中「4,500円」を「6,600円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「16,590円」を「20,580円」に改め、同号イ（ア）中「15,470円」を「16,800円」に改め、同号イ（イ）中「7,735円」を「8,400円」に改め、同号イ（ウ）中「11,603円」を「12,600円」に改め、同号ウ中「4,410円」を「6,860円」に改め、同号エ（ア）中「4,200円」を「5,600円」に改め、同号エ（イ）中「2,100円」を「2,800円」に改め、同号エ（ウ）中「3,150円」を「4,200円」に改め、同号オ中「5,180円」を「7,490円」に改め、同号カ中「3,150円」を「4,620円」に改め、同項第2号ア中「11,850円」を「14,700円」に改め、同号イ（ア）中「11,050円」を「12,000円」に改め、同号イ（イ）中「5,525円」を「6,000円」に改め、同号イ（ウ）中「8,288円」を「9,000円」に改め、同号ウ中「3,150円」を「4,900円」に改め、同号エ（ア）中「3,000円」を「4,000円」に改め、同号エ（イ）中「1,500円」を「2,000円」に改め、同号エ（ウ）中「2,250円」を「3,000円」に改め、同号オ中「3,700円」を「5,350円」に改め、同号カ中「2,250円」を「3,300円」に改め、同項第3号ア中「4,740円」を「5,880円」に改め、同号イ（ア）中「4,420円」を「4,800円」に改め、同号イ（イ）中「2,210円」を「2,400円」に改め、同号イ（ウ）中「3,315円」を「3,600円」に改め、同号ウ中「1,260円」を「1,960円」に改め、同号エ（ア）中「1,200円」を「1,600円」に改め、同号エ（イ）中「600円」を「800円」に改め、同号エ（ウ）中「900円」を「1,200円」に改め、同号オ中「1,480円」を「2,140円」に改め、同号カ中「900円」を「1,320円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,555円」を「4,410円」に改め、同号イ中「5,925円」を「7,350円」に改め、同号ウ中「9,480円」を「11,760円」に改め、同号エ中「11,850円」を「14,700円」に改め、同項第2号ア中「945円」を「1,470円」に改め、同号イ中「1,575円」を「2,450円」に改め、同号ウ中「2,520円」を「3,

9 2 0 円」に改め、同号エ中「3, 1 5 0 円」を「4, 9 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の日出町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険の安定した財政運営の維持のため、また令和 1 1 年度に予定されている県内の保険税水準の統一に向けて段階的に国民健康保険税の改正を行うために条例を整備したいので提出する。